久慈市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
7月31日	1 広域道の駅整備に対する支援について 三陸沿岸道路の開通により沿線の交通量は増加し、 広域市町村内における物流や観光客の往来が活発化エリアやパーキングエリアなど道路施設が設置されるとがしません。 そのため、休憩施設や道路交通情報の提供なサービスがはありません。 そのため、休憩施設や道路交通情報の提供なサービスが高まると予想されます。 路利用者の利便性向上・安全性確保に資ました。 正のような状況ないて検討を行りにおいて成29年で表した。 で構成する「久慈広域行の研究会」にた。平成29年でありまずる「いて検討を活用し整備基本計画のたとがの駅」整備にあたては更を進め、本年4月に施設整備契約の書とと地域経営推進費を進めの書ととのとおり要望いたしまであります。 「具体の内容」に対することを構成であることを構成であります。 「具体の内容」に対することを構成であるます。 「具体の内容」に対することを構成でありまける更なる支援について検討することを構成であるままにおりまた。」に対することをは対することを表していて、関係に対することを表して、関係に対することを表していて、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対	広域道の駅の整備に係る国からの財政支援について、県では令和元年度に地方創生拠点整備交付金について調整を行い、その結果、令和2年度事業の交付が決定されたところであり、同交付金の令和3年度第1回申請時においても、調整を行ったところです。また、県ではこれまで、地域経営推進費を活用し、基本計画策定や地質調査等の実施を支援してきますの実施を支援しています。今年度にしています。今年度にしています。今後も貴市における道路世界との調整状況や地方創生拠点整備交付金の活用状況を確認しながら、県としてども貴市で対策が可能なのか、検討していきます。(B)	県北広域 振興局	経営企	B: 1

7日31日	2 地域公共交通の確保に対する支援について	1 貴市における定時定路線型及びデマンド型の市民	退北広域		A: 1
	2 地域公共交通の確保に対する支援について 鉄道や路線バスなどの地域公共交通は、人口減少な どにより維持存続が難しい状況でありますが、高齢者 や児童生徒などいわゆる交通弱者にとっては、社会生 活を営む上で欠かすことができない移動手段であり、 公共交通に求められる役割は高まっております。 今後とも安定して地域公共交通を維持していくため には、事業者や市の負担のみでは限界があることか ら、県の支援が必要であります。 こうした状況を踏まえ、次のとおり要望します。 【具体の内容】 1. 市民バスが安定的に維持できるよう、財政支援を 講じること 2. 地域の実情に応じた路線バスの国庫補助路線化に 向けた支援をすること	1 賃币における定時定路線型及のデマンド型の市民 バスの運行経費については、特別地方交付税で8割が 措置されています。 その上で県では、市町村が地域の実情に応じ、持続 可能な公共交通体系の再編や利用促進を行う場合に、 地域公共交通体系の再編や利用促進を行う場合に、 地域公共交通活性化化変語になり支援を行っ 電を行う有識者を派遣しています。 また、国に対しては、地域内フィーダー系統確保維 持費補助の新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を 要望しており、今後も、継続していきます。(B) 2 県に要望のあった貴市内を運行する二戸久慈線 (スワロー号)についてきます。(B) 2 県に要望のあった貴市内を運行する二戸久慈線 (スワロー号)についてきます。(B) 2 県に要望のあった貴市内を運行する二戸久慈線 (スワロー号)につおままると認められたこ 降調査を行い、その結果等を踏まえて、国庫補助の指 定基準である生活交通路庫補助対象路線として認定申 請を行ったところです。(A)		栓宮 企 画部	A: 1 B: 1
	3 携帯電話不感地域の解消について 国道281号及び戸呂町軽米線は、広域的な交流による 産業経済の振興や沿線住民の通勤や通学に日々利用される重要な路線ですが、大川目町山口地区から山形町 案内地区及び山形町戸呂町地区の区間では携帯電話の 不感地域となっております。 そのため緊急時における連絡手段がなく、災害時に エリアメールを受信することもできないことから、幹 線道路としての安全性が不足し、市民生活に大きな支 障を来たしております。 こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま す。 【具体の内容】 携帯電話不感地域の解消について、引き続き国及び 携帯電話事業者に対して要望するとともに、居住地域 外において県が管理する道路施設については、携帯電 話不感対策を講じること	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、情報通信基盤の整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しています。また、携帯電話事業者に対しても、県が管理する道路施設を含め、不感地域の解消を繰り返し働きかけています。国では、令和元年6月25日に策定した「ICTインフラ地域展開マスタープラン」により、携帯事業者による不感地域解消が計画されたところですが、県が管理する道路施設を含む居住地域外については、引き続き県から携帯電話事業者へ、不感地域の解消を働きかけていきます。(B)		経営企画部	B: 1

7月31日 4 テレビ共同受信施設組合の施設更新に対する支援について 広大な面積を有する当市は、テレビ共同受信施設組合が61組合、加入世帯は約2,000世帯となっております。 施設組合の多くは、新設から20年以上経過し、更新時期を迎えているとともに、近年多発している豪雨による倒木や落雷など自然災害に伴い多額の改修費用が必要となっているものの、組合員数も減少していることから、組合独自で多額の改修費用を負担することは困難な状況となっております。 こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたします。 【具体の内容】 テレビ共同受信施設組合の施設更新及び修繕費用等の維持管理経費について財政措置を講じるよう、国に要望するとともに、県における補助制度の新設について検討すること	共聴施設の維持管理及び老朽化対策は受信環境の維持の観点から重要な課題と認識しており、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)	振興局	経営企画部	B: 1
快削りのこと				

7月31日 5 久慈港の整備促進について

当市は、海洋に開かれた都市として、久慈湾とその 周辺地域の総合的な開発による地域振興策を進めてい るところであります。

湾口防波堤の整備については、市民生活の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、早期完成が強く望まれています。

久慈港の整備については、地域の核企業である北日本造船株式会社をはじめとする既立地企業の更なる事業拡張や、新規の港湾利用型企業の誘致による地域経済の活性化を図るうえでも、整備充実が必要であります。

貨物取扱量については、市単独の優遇制度を創設し 港湾利用を促しており、新たな荷主の開拓による移出 やエネルギー関連の貨物の輸入などにより増加してい ますが、利用企業が久慈周辺に限定されております。

工業用地の造成を含めた埋立計画の推進については、背後地における企業の立地を促すとともに、湾口防波堤の完成がもたらす広大な静穏海域を活用することによる水産業の振興、観光開発等が図られ、地域産業の活性化及び雇用の維持・創出に大きく寄与するものであります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたします。

【具体の内容】

- 1. 久慈港湾口防波堤の整備促進
- (1) 令和10年度完成に向けた着実な整備を国に求めること 北堤2,700m (概成1,475m)、南堤1,100m (概成1,100m)
 - (2) 県費負担に係る財源を確保すること

1 久慈港湾口防波堤の整備促進

(1) 久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振 振興局 興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口 防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくり が進められていることから、県では、国に対して整備 促進を強く要望してきたところです。

また、令和2年6月10日に知事が国へ提出した「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ強く要望していきます。(A)

(2) 久慈港湾口防波堤整備に要する県費負担については、東日本大震災津波以降、震災復興特別交付税の措置により実質的に全額国費で事業が進捗されましたが、平成28年度からは地方負担が生じています。

久慈港湾口防波堤波は久慈市街地における津波被害の軽減や久慈港の利用向上に欠かせない重要施設であることから、令和2年度当初予算において予算措置したところであり、今後も整備促進に向けて財源確保に努めていきます。(A)

2 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進すること

久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、 昭和60年に策定した港湾計画に基づき、既存の港湾施 設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等 を見極めながら、必要に応じて検討していきます。 (C)

A: 2 B: 2

C:2

- 2. 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進すること
- 3. 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・ 設備を整備すること
- 4. 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設な
- ど、貨物取扱量の増加に向けた対策を講じること

3 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・ 設備を推進すること

野積場の舗装については、珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に一部実施しており、そのほかの部分の舗装については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。(B)

県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。(C)

4 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策を講じること

久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は大震災津波前を上回る水準となっております。

港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。

また、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。

引き続き、県、市及び港湾関係者と連携してポート セールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組ん でいきます。(B)

7月31日 5 久慈港の整備促進について

当市は、海洋に開かれた都市として、久慈湾とその 周辺地域の総合的な開発による地域振興策を進めてい るところであります。

湾口防波堤の整備については、市民生活の安全確保 や産業振興の基盤として重要な施設であり、早期完成 が強く望まれています。

久慈港の整備については、地域の核企業である北日 本造船株式会社をはじめとする既立地企業の更なる事 業拡張や、新規の港湾利用型企業の誘致による地域経 済の活性化を図るうえでも、整備充実が必要でありま

貨物取扱量については、市単独の優遇制度を創設し 港湾利用を促しており、新たな荷主の開拓による移出 やエネルギー関連の貨物の輸入などにより増加してい ますが、利用企業が久慈周辺に限定されております。

工業用地の造成を含めた埋立計画の推進について は、背後地における企業の立地を促すとともに、湾口 防波堤の完成がもたらす広大な静穏海域を活用するこ とによる水産業の振興、観光開発等が図られ、地域産 業の活性化及び雇用の維持・創出に大きく寄与するも のであります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

5. 湾口防波堤の完成後の静穏海域を活用した水産業 及び観光開発等の産業の創出について支援をすること

県では、港湾の利活用による水産業や観光産業の振り出た域 興が、地域経済の活性化及び雇用の維持・創出に寄与振興局 するものと認識しており、いわて県民計画や岩手県港 湾利用促進プランに基づき、港湾を活用した産業振興 やクルーズ船の誘致等による観光振興を進めることと しております。

具体的には、港湾所在市町と連携し、都内でいわて ポートフォーラムを開催しているほか、久慈みなと・ さかなまつりなど久慈港周辺の賑わい創出事業の観光 ガイドブックやSNS等による情報発信、ギンザケ養 |殖試験について、市と連携した技術や漁場利用に関す る指導など、久慈港の利活用促進を図っているところ

今後におきましては、湾口防波堤の完成を見据え て、貴市と意見交換しながら、久慈港の利活用の促進 に取り組んでいきます。(B)

部、土 木部、 産業振

水産

B:1

興室

7月31日 6 再生可能エネルギーの推進について

当市は、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い 地域とされていることから、復興計画において、太陽 光や洋上風力発電等の導入を掲げ、他地域にも貢献し 得る再生可能エネルギーの活用・供給拠点を目指して おります。

再生可能エネルギーの導入は、広域的な視点による 施策の推進が必要であることから、国による多方面へ の支援、誘導施策はもとより、当市の持つ多様な再生 可能エネルギーのポテンシャルが活かされ、市復興計 画や岩手県地球温暖化対策実行計画の推進が図られる よう、県による一層の支援が必要であります。

また、当地域においては、送電網の脆弱性が大きな 課題となっております。当市においても、系統への連 系に制約が生じている状況にあり、発電事業者の誘致 に大きな支障を来していることから、国、電力会社及 び発電事業者が一体となって送電網の強化に取り組む よう、県によるさらなる働きかけを要望いたします。

【具体の内容】

- 1. 太陽光や風力(陸上・洋上)による発電、波力発 電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する 支援をすること
- 2. 大規模発電所の系統連系に必要な送電網強化に向 けた取組みを推進すること

まずもって久慈市においては、北岩手の他の8市町 県北広域 村との「北岩手循環共生圏」の結成のほか、2050年二 振興局 酸化炭素排出量実質ゼロ宣言の共同発表を行うなど、 モデル的な取組を行われていると認識しています。

久慈市を含む北岩手は、再生可能エネルギーの高い ポテンシャルを有する地域であることから、県では、 県の施策を連動させながら、再生可能エネルギーを活 用した広域連携に向けた支援に取り組んでいくことと しています。

また、北岩手9市町村と横浜市との交流拡大につい て、県も「北岩手循環共生圏」の取組にオブザーバー として参画し、県の施策を連動させながら、再生可能 エネルギーの理解促進やシンポジウムの開催を支援す るなど一緒に取り組んでいくこととしています。

県では、知事を本部長とする岩手県地球温暖化対 策推進本部を設置し、再生可能エネルギーの導入拡大 による地域の振興や防災拠点への再生可能エネルギー 導入促進に取り組んでいるところです。

特に、久慈地域では、波力発電施設の利用を契機と したエネルギーの地産地消の取組を進めていることか ら、「久慈地域におけるローカルエネルギーの活用推 進」の取組をリーディングプロジェクトに位置付けた 「岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン」を平 成29年3月に策定し、海洋エネルギー関連産業の創出 に向けて関係者が取組の方向性や将来の姿を共有する こととしたところであり、引き続き、海洋を始めとし た再生可能エネルギーの導入実現に向けて、貴市や関 |係機関と連携し、取組を推進していきます。 (B)

|経営企 | B: 2 画部

【風力発電(陸上・洋上)、波力発電等の多様な再生 可能エネルギー導入・検討に対する支援】 ①設備導入に対する県単融資制度での支援 ②事業化検討のための導入支援マップや支援情報の 県ホームページでの提供 ③普及啓発や機運醸成に向けたセミナーや勉強会の 開催 ④風力発電導入構想の中で、久慈市を含む3地域4 地区を選定し、円滑な立地に向けた風力発電導入構想 連絡会の開催による情報共有 2 系統連系に必要な送電網強化に向けた取組の推進 県では、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用 を促進するためには、送電網の増強支援と接続費用の 地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認 識しています。 このため国に対し、電力系統の接続可能量拡大に向 |けた送配電網増強施策等の展開に関する提言・要望を

行っており、今年度も6月に実施したところです。

具体的には、

- ・一定の条件付きでの連系を認める制度「日本版コ ネクト&マネージ」の推進を図ること。
- ・東北北部エリアの基幹系統の増強に向け、電源接 続案件募集プロセスの早期完了と基幹系統増強工事の 工期短縮を図ること。
- ・電力系統への接続費用の地域間格差解消に向けた 施策を展開すること。

などについて提言・要望しており、県として国などに よる取組の効果を注視し、市町村や事業者等の意見を 踏まえ、引き続き国に対して働きかけを行っていきま |す。(B)

7月31日 7 子どもの医療費助成制度の充実強化について

子どもの医療費助成について、県においては、未就 学児及び小学生の入院を対象としております。当市で は、厳しい財政状況にありますが、人口減少対策とし ての総合的な子育て支援策の一環として、市単独で中 学生までを対象に医療費助成を行っております。

また、本年8月から医療費の現物給付が中学校卒業まで拡大することに伴い、国民健康保険国庫負担金の減額措置が取られることとなり、県から財政支援をいただいておりますが、今後も国庫負担金の減額措置の撤廃は見込まれておりません。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたします。

【具体の内容】

子どもの医療費助成について、子育て支援の観点から、助成対象の拡大や所得制限の撤廃など、事業の拡充を図ること

また、現物給付対象拡大に伴う国民健康保険国庫負担金を減額しないよう国に要望するとともに、減額に対する財政支援の継続及び拡充を図ること

県では、人口減少対策としての総合的な子育で支援 施策の一環として、厳しい財政状況の中、市町村等と 協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで 拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令 和2年8月から中学生まで拡大することとしたところ です。

保健福 A:2

| 祉環境 | C:1

子どもの医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、 県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望などにおいて、国に対し、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。

御要望のありました医療費助成の対象拡大については、県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)

現物給付化に対する国庫負担金等の減額調整措置については、これまでも国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事会要望などにおいて、廃止するよう要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)

また、減額調整措置に係る県の財政支援については、8月からの現物給付の対象拡大にも対応して継続することとしています。(A)

7月31日 8 久慈病院の医師等の確保について

当地域では、医師や看護師などの医療従事者が不足 しており、必要な医療供給体制の確保が極めて重要な 課題となっております。

地域唯一の中核的病院である久慈病院においては、 麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の 常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常 勤医師が不足している現状にあります。特にも、周産 期医療体制については、母体の安全も含めてリスクの 高い妊婦に対応できる診療体制の充実と強化が求めら れております。

また、看護師の確保及び待遇改善についても喫緊の 課題となっております。

地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、 次のとおり要望いたします。

【具体の内容】

- 1. 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善な ど、効果的な医師確保対策を講じること
- 2. ハイリスク分娩についても久慈病院で対応できる よう、周産期医療体制の充実強化策を講じること
- 3. 看護師の待遇改善のほか、看護師の養成及び確保 対策を講じること
- 4. 感染症に係る検査・医療体制を強化すること

県立久慈病院の常勤医師の確保については、これ、県北広域 までも関係大学に対して派遣を要請しているところで 振興局 すが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足 していることから、厳しい状況が続いています。

そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、 医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り 組んでいるところであり、令和2年度は84名の養成医 師のうち、久慈保健医療圏に9名、このうち8名を久 慈病院に配置するとともに、医師の地域偏在の更なる。 解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学 金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取 組の強化を図っているところです。

勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師 事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取 り組んでおり、久慈病院には5月現在23名を配置し、 医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進 め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるとこ ろです。

県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣 を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、 臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的 な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいき ます。(B)

2 県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、周 産期母子医療センター、分娩取扱医療機関及び市町村 の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報 ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努め ています。

|保健福 | B : 4 祉環境 部

また、分娩取扱医療機関がない市町村において新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について県単独で補助を行っているほか、妊産婦の緊急搬送時に産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し、安全・安心な出産を支援する、モバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備費補助事業に取り組んでいます。

さらに、昨年度から実施している県北広域振興局管内の市町村を対象とする妊産婦の健診に係る交通費支援事業に加え、今年度から全県を対象に、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターでの健診に係る交通費、宿泊費を支援する事業を市町村との連携により開始したところです。

久慈病院では、二戸病院の産婦人科医師の応援を得て診療しており、ハイリスク分娩に対応した診療体制とすることは難しい現状にあることから、県としては、県内医療機関の機能分担と連携による分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。(B)

3 久慈病院を含む看護師の待遇改善については、夜 勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上のほか、看護補助者の 夜勤導入、看護師業務の他職種への移管や業務の共同 化といった、いわゆるタスクシフティング、タスク シェアリングの推進による業務負担軽減、介護休暇等 の休暇制度の充実など、総合的な勤務環境の改善を進 め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組ん でいるところです。

さらに、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、昨年度から、職員採用選考試験の受験資格年齢の上限の引き上げや、試験日程を1か月程度早めて実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。(B) 4 久慈病院は、第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、それに伴う医療提供体制の維持に努めているところです。新型コロナウイルス感染症に係る検査については、従来の岩手県環境保御究センターにおける検査に加えて、院内において短時間で判定できる検査を一加えて、院内において短時間で判定できる検査キットを導入し、検査体制の強化を図っていきます。 県としては引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制・検査体制の維持、確保に努めていきます。(B)	
--	--

·				
7月31日 9 ドクターヘリの運航について	┃ 各県において整備し運航しているドクターヘリは、┃児		F1-70-124	B: 1
平成25年4月から青森・岩手・秋田の北東北3県に	基本的に自県の救急要請に対応する必要があることか 扱	辰興局	祉環境	
おいて、県境を越えた広域連携の運航が開始され、救	ら、ドクターヘリの広域連携については、自県ドク		部	
命効果が高いとされる15分以内で到着できるエリアが	ターへリ優先を原則としつつ、各県のドクターへリ運			
拡大しました。	航調整委員会における議論等を踏まえ、三県間の合意			
また、広域連携においては、出動要請要件が見直さ	により実施しているところです。			
れ、平成26年10月からは他県ヘリの出動要請要件に	消防本部の判断で他県ドクターへリの出動要請がで			
「自県の搭乗医師が救命に効果的であると判断した場	きる体制の構築については、北奥羽開発促進協議会等			
合」が追加されたところですが、一刻を争う救急救命	からも要望がなされており、三県協議による合意形成			
医療においては、市民から要請を受けた消防本部の判	のためには、医療・消防等をはじめとする各関係者間			
断で、直近の基地病院への要請、治療開始ができる体	の丁寧なコンセンサスづくりが必要と考えています。			
制の構築が必要であります。	県では、今後、岩手県ドクターへリ運航調整委員会			
こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま	等の場において、具体的な意見交換を行っていただく			
す。	ことを考えており、引き続き広域連携における運航状			
7 0	況を注視しながら、三県の良好な関係のもと、広域連			
【具体の内容】	携の充実に努めていきます。(B)			
	病の元天に分のていさまり。(D)			
広域連携運航の運用に関し、救急要請を受けた消防				
本部の判断に				
より、柔軟に他県ドクターへリの出動要請ができる体				
制を構築すること				

7月31日 10 地域資源を活かした産業に対する支援について

当市は、豊かな農林水産物に恵まれており、美しい 自然や伝統文化といった地域資源を融合させること で、産業振興と地域活性化につなげていきたいと考え ております。

活力ある地域産業の振興のためには、当市の地域特 性や気象条件に適した新作目の開発や未利用資源の有 効活用のための試験研究、起業化、商品化、高付加価 値化、流通体系の確立、担い手等の人材育成などの要 素を組み入れたパッケージ型の産業振興策とともに、 安心安全な供給システムの確立等、人と自然にやさし い資源循環型産業の推進が必要であります。

また、近年においてはクマやシカのみならず、イノ シシ等による農作物や人的被害も懸念されることか ら、一次産業の振興や農山漁村の活性化のためには有 害鳥獣対策も重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 1. 農業に対する支援
- (1) 認定農業者等「農業の担い手」に対し、引き続 き総合的な支援をすること
- (2) ほうれんそう、菌床しいたけの生産拡大に対す る支援と、中山間地域である当地方の地域特性や気象 条件に適した高収益

につながる新たな推奨作目の選定及び普及支援をする

(3) 短角牛の生産基盤整備及び一貫経営等に対する 支援(後継者育成、施設整備、差別化による販売拡大 等)をすること

1. 農業に対する支援

(1)認定農業者等担い手に対する総合的な支援

県は、認定農業者等「農業の担い手」に対し、経営 発展の課題に応じて、経営指導や生産基盤整備等の 様々な支援を行っています。

特に、経営発展に必要な農業機械及び牛舎、園芸施 設等の導入を支援したほか、経営力向上に向けた研修 会を開催しており、今後も引き続き貴市と連携しなが ら支援していきます。

また、令和2年度は、県農業研究センター県北農業 研究所に県立農業大学校の新規就農者研修を受講でき る県北サテライト教室を開設したところであり、令和 3年度も引き続き、県北地域の新規就農者が早期に経 営確立できるように支援していきます。(B)

(2) ほうれんそう、菌床しいたけの生産拡大支援、新 たな推奨作目の選定支援

ほうれんそうや菌床しいたけの生産拡大のため、補 助事業等によりパイプハウスや冷暖房機等の農業施設 整備、播種(はしゅ)機や収穫機等の農業機械導入を 進めてきたところであり、引き続き生産拡大を支援し ていきます。

特に、ほうれんそうにつきましては、地域で策定さ |れた「久慈地方ほうれんそう産地拡大実践プラン」に 基づき、貴市をはじめ関係機関一体となって産地の維 持・拡大に努めていきます。

また、新たな推奨品目については、関係機関・団体 との検討や、これまでの実証結果を踏まえ、ブロッコ リーを選定し、生産拡大に向けて移植機等の導入を支 |援するとともに新規栽培者の確保に向けたほ場見学会 等により普及を進めていきます。(B)

農政 県北広域 振興局 |部、保 | B:4 健福祉 環境部

A:3

- (4) 肉用牛及び酪農経営に対する支援(担い手育成、設備の更新・整備)と環境対策等に関する支援を すること
 - (5) 地産地消の推進に対する支援をすること
- (6) クマ、シカ、イノシシ等の有害鳥獣被害対策に 係る総合的な支援をすること
- (3) 短角牛の生産基盤整備及び一貫経営等に対する支援
- (4) 肉用牛及び酪農経営に対する支援と環境対策等に 関する支援

将来の担い手となる新規就農者については、関係機関と連携した定期巡回指導により、青年等就農計画の 実現に向けて支援を行っています。

また、粗飼料(そしりょう)生産基盤を持たずに新規参入した短角牛経営体に対し、自給粗飼料を使わない新たな肥育飼養体系を確立するモデル実証に試験的に取り組んでいます。

地域の中心的な経営体の規模拡大に向けて、畜舎・ 機械等の整備、牧草地や飼料畑の造成・整備等を支援 しています。

環境対策については、家畜排せつ物の地域処理体制 の維持に向けた、畜産環境総合整備事業を活用した久 慈市堆肥センターの長寿命化の取組を進めています。 (A)

短角牛の生産振興については、県単事業により素牛(もとうし)導入や施設整備を支援するとともに、 籾米(もみまい) サイレージの利用促進等による生産コストの低減を進めています。

短角牛の販路拡大については、実需者に対し短角牛の魅力を発信するため、首都圏シェフ等を対象とした産地見学会や、県内外でのレストランフェアの開催のほか、短角牛の美味しさと伝統文化等を紹介するリーフレットや短角牛肉の美味しい調理方法を記載したチラシを作成し、消費拡大を図っています。(A)

(5) 地産地消の推進への支援

県では、県民が積極的に県産農林水産物を購入・ 消費するよう、県内事業所等の給食施設や飲食店にお ける県産農林水産物の利用促進を図るとともに、「い わて食財の日」のPR等を通じて、県民意識の醸成に 取り組んでおり、引き続き地産地消を推進していきま す。(B)

(6) クマ、シカ、イノシシ等の有害鳥獣被害対策に 係る総合的な支援

野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、個体数を適正に管理するとともに、野生鳥獣から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない対策を総合的に実施していくことが重要です。

県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、 狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保・技能向上などに ついての支援に取り組んでいます。(A)

また、農作物被害防止の取組を支援するため、各振 興局毎に設置している鳥獣被害防止対策連絡会などを 通じ情報の共有化を図るとともに、国庫事業を活用 し、猟銃やわなによる有害捕獲、積雪に強い恒久電気 さくの設置、地域全体での被害防止活動への助成を 行っています。

なお、市町村を中心とした協議会を設立することにより、こうした事業が活用できますので、御検討願います。(B)

7月31日 10 地域資源を活かした産業に対する支援について 当市は、豊かな農林水産物に恵まれており、美しい

自然や伝統文化といった地域資源を融合させること で、産業振興と地域活性化につなげていきたいと考え ております。

活力ある地域産業の振興のためには、当市の地域特 性や気象条件に適した新作目の開発や未利用資源の有 効活用のための試験研究、起業化、商品化、高付加価 値化、流通体系の確立、担い手等の人材育成などの要 素を組み入れたパッケージ型の産業振興策とともに、 安心安全な供給システムの確立等、人と自然にやさし い資源循環型産業の推進が必要であります。

また、近年においてはクマやシカのみならず、イノ シシ等による農作物や人的被害も懸念されることか ら、一次産業の振興や農山漁村の活性化のためには有 害鳥獣対策も重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 2. 林業に対する支援
- (1) 間伐材・林地残材の活用に対する総合的な支援 をすること
- (2) アカマツ材のブランドPRの継続支援をするこ
- (3) 木炭産業の生産基盤整備と新規参入者への支援 をすること
- (4) 林業事業者に対する支援(「意欲と能力のある 林業経営体」及び担い手の育成・確保、施設の更新・ 整備)をすること

(1) 間伐材・林地残材の活用に対する総合的な支援を 県北広域 本務部 A:4 すること

間伐材等の活用を促進するため、搬出間伐の実施や 高性能林業機械等の導入を支援するほか、森林から生 産される木材を製材・加工用、合板用、製紙用チップ や木質バイオマス燃料等に余すことなく利用するいわ ゆるカスケード利用を推進していきます。(A)

(2) アカマツ材のブランドPRの継続支援をすること 付加価値の高いアカマツ製材品の生産に取り組んで いる事業体に対し、試験研究成果の活用などにより、 技術指導や新製品開発の情報提供を行うほか、振興局 地域経営推進費「アカマツ販売チャンネルの新規開拓 促進事業」を実施し、関係団体との連携により、仙台 市周辺や首都圏等で販売促進活動を行うなど、県北圏 域のアカマツ材の販路拡大を支援していきます。

引き続き、管内の林業関係団体等と連携し、高品質 な久慈地域産アカマツのブランドPRの取組を継続し ていきます。(A)

(3) 木炭産業の生産基盤整備と新規参入者への支援を すること

製炭施設等の整備については、国庫補助事業の「林 |業・木材産業成長産業化促進対策交付金| が活用でき ます。

なお、本事業の採択基準に満たない規模の事業計画 に対する支援については、振興局地域経営推進費の活 用が可能ですので御検討願います。

振興局

また、新規参入者をはじめ生産者が安定的に生産を維 持できるよう、生産者組織が行う若手生産者の育成や 生産体制の強化に向けた取組について、引き続き支援 を行っていきます。(A) (4) 林業事業者に対する支援(「意欲と能力のある林 業経営体」及び担い手の育成・確保、施設の更新・整 備)をすること 林業経営体の能力向上を図るため、経営セミナーや 人材獲得講座を開催するとともに、振興局地域経営推 進費「林業・木材産業新規就業者確保支援事業」を実 施し、地元高校生を対象とした体験研修等を通じて林 業、木材産業の理解を深める活動の支援を行うなど、 担い手の育成・確保に取り組んでいきます。 また、県が選定・登録する林業経営体が高性能林業 機械等の整備を行う場合は、国庫補助事業の「林業・ 木材産業成長産業化促進対策交付金」が活用できま す。 (A)

7月31日 10 地域資源を活かした産業に対する支援について

当市は、豊かな農林水産物に恵まれており、美しい自然や伝統文化といった地域資源を融合させることで、産業振興と地域活性化につなげていきたいと考えております。

活力ある地域産業の振興のためには、当市の地域特性や気象条件に適した新作目の開発や未利用資源の有効活用のための試験研究、起業化、商品化、高付加価値化、流通体系の確立、担い手等の人材育成などの要素を組み入れたパッケージ型の産業振興策とともに、安心安全な供給システムの確立等、人と自然にやさしい資源循環型産業の推進が必要であります。

また、近年においてはクマやシカのみならず、イノシシ等による農作物や人的被害も懸念されることから、一次産業の振興や農山漁村の活性化のためには有害鳥獣対策も重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたします。

【具体の内容】

- 3. 水産業に対する支援
- (1) アワビ種苗放流に対する支援をすること
- (2) 養殖試験及び環境調査への支援継続と関連調査分析をすること
- (3) 漁業経営に対する支援(担い手の育成・確保、設備の整備・

更新)をすること

(4) 磯焼け及びウニ・アワビの餌料確保に係る総合的な支援をすること

(1) アワビ種苗放流に対する支援

国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用 したアワビ種苗放流補助は令和2年度で終了します が、県では国に対してアワビ資源回復に必要な事業の 創設について要望しています。

また、県では、アワビ資源の回復に向けて、新技術を利用した放流方法、海中林等の漁場における餌料対策、増殖場整備等により、投資効果の向上を目指し引き続き漁協を指導・支援していきます。(B)

(2)養殖試験及び環境調査への支援継続と関連調査 分析をすること

県では、久慈湾口防波堤の完成により形成される静穏域の活用に向け、漁協が実施するギンザケ養殖試験について市と連携し、技術や漁場利用に関する指導等を実施するとともに、湾内の漁場環境の長期的な把握のために、漁協が平成26年5月以降に実施している定点観測についても、引き続き支援していきます。

また、関連する調査や分析についても、水産技術センター及び内水面水産技術センターが協力するなど、引き続き支援していきます。(A)

(3)漁業経営に対する支援(担い手の育成・確保、設備の整備・更新)

ア 県は、平成28年3月に策定した「岩手県漁業担い手育成ビジョン」に基づき、市町村などの関係機関と連携して、担い手の育成と漁業就業希望者の受入体制の整備を推進しています。

 県北広域
 水産部
 A:4

 振興局
 B:1

特にも次代を担う新規漁業就業者を育成するため、平成31年4月には、「いわて水産アカデミー」を開講し、第1期生7名が県内漁業に就業しており、現在、第2期生8名が研修中です(久慈市在住者を含む)。

また、県北局では、平成30年度から「明日の浜人応援事業」により、地域住民及び地元高校生を対象に地域漁業の座学講習や漁業実習を行っています。

さらに、漁業就業の技術習得期間の生活支援として、国の漁業人材育成総合支援事業(長期研修支援)の活用を促進しています。(A)

イ 県では、国の「浜の活力再生・成長促進交付金」 を利用し、「浜の活力再生プラン」に位置付けられた 共同利用施設の計画的な整備等を支援しています。 (A)

(4) 磯焼け及びウニ・アワビの餌料確保に係る総合 的な支援をすること

県では、磯焼け及び餌料確保対策として、餌となる 海藻の生育状況に応じた資源管理や、積極的な漁獲促 進や餌料環境の良い漁場や漁港内への移殖等を指導す るととももに、令和2年度9月補正予算により「黄金 のウニ収益力向上推進事業」を立ち上げ、磯焼け対策 とウニ資源の有効活用に向けた取組を進めていきま す。

また、水産技術センターでは、ウニ・アワビ等の餌料となる海藻類の現存量推定技術や造成技術の開発に取り組んでおり、引き続き磯焼けや餌料確保対策に取り組んでいきます。(A)

7月31日 11 地域特性を活かした観光振興について

当市は、「三陸復興国立公園」等の地域資源を活か した観光振興に取り組むとともに、NHK連続テレビ 小説「あまちゃん」のロケ受け入れノウハウを活かし 「北三陸・久慈ロケーションサービス」による映画・ テレビ番組の誘致、撮影支援を行っております。

また、平成30年6月に発見されたティラノサウルス 類の歯の化石を新たな地域資源と捉え、地域経営推進 費を活用した「恐竜によるまちづくり推進事業」によ り地域における地元愛を育むことで、今後の交流人口 拡大につなげていく考えです。

こうしたなか、観光・交流の拠点として県内外から 多くの利用者が訪れる「交流促進センター(新山根温 泉べっぴんの湯)」は、揚湯量の減少により令和元年 9月末をもって休館を余儀なくされました。

近年は当センターを活用した温泉入浴指導、森林ヨ ガなどヘルスツーリズムのメニュー開発も行い交流人 口の拡大を図ってきた他、体験学習、交流事業など新 たな計画もあることから、できるだけ早期の再開に努 めてまいりたいと考えておりますが、施設再開に向け ては、源泉の確保はもとより老朽化施設の修繕とあわ せ時代のニーズに合わせた施設の改修が必要となりま

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

1. 「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイ ル」及び「三陸ジオパーク」への誘客拡大に向けた態 |勢整備等の取組をすすめること

「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイ ル 及び「三陸ジオパーク」への誘客拡大に向けた態 振興局 勢整備等の取組をすすめること

県では、「三陸復興国立公園」等の地域資源を活用 した観光振興が、三陸沿岸地域への交流人口の拡大に 繋がるものと認識しており、いわて県民計画におい て、これらを活用した復興ツーリズムなどの促進を図 ることとしています。

また、新しい時代を切り拓くプロジェクトの一つで ある三陸防災復興ゾーンプロジェクトの中で、三陸ジ オパーク活動の推進を位置付け、認定ガイドの育成や フォーラムの開催、ジオパークを活用した体験イベン トの実施など、ジオパークの魅力発信や人材育成と いった熊勢整備に取り組んでいます。

今後におきましても、三陸ジオパーク推進協議会や 市町村等と連携し、ジオサイト保全活動やジオパーク 教育の推進など、地域住民等によるボトムアップ型ア プローチによるジオパーク活動の更なる推進に向け取 り組んでいきます。(B)

2 ロケ受け入れに係る支援及び情報発信への協力を 引き続き行うこと

県では、これまでも、あまちゃん効果の継続を図る ため、ロケツーリズムに取り組んでいる「北三陸あま ちゃん観光推進協議会」の一員として活動してきたと ころです。

今後においても、県が作成する観光ガイドブックや ホームページ等の媒体を通じてロケ地の情報発信を行 うなど、貴市の取組を支援していきます。(B)

県北広域

|経営企 | B:5

画部、 保健福 祉環境 部、県 北教育 事務所

- 引き続き行うこと
- 3. 化石・恐竜についても、当地域の新たな観光資源 として活用するため、県における支援を継続するとと もに、県立の博物館整備についても検討すること
- 4. 「新山根温泉べっぴんの湯」再開に向けた施設改 修整備に対する財政支援等を検討すること

|2.ロケ受け入れに係る支援及び情報発信への協力を ||3 化石・恐竜についても、当地域の新たな観光資源 として活用するため、県における支援を継続するとと もに、県立の博物館整備についても検討すること

> ティラノサウルス類の歯の化石は、地域の新たな観 光資源として認識していることから、県が作成する観 光ガイドブックやホームページ等で「化石や恐竜」に ついても掲載するとともに、三陸ジオパークの取組を 通じて情報を発信していきます。(B)

> 県立博物館は、岩手の自然史、あるいは文化史に関 する資料など多様な情報を収集保管しながら、調査研 究を進め、その成果を広く公開する専門機関としての 役割を担っています。

> 県教育委員会としては、今後も現在の県立博物館の 多様な機能を最大限に生かしながら、地域の特色を発 信できるような共同企画展の開催や研究交流といった 連携等を通して、より多くの県民に関心を持って学ん でいただく機会づくりに取り組むなど、地域資源の価 |値と魅力の発信に貢献していきたいと考えています。 (B)

> 4 「べっぴんの湯」再開に向けた施設改修整備に対 する財政支援

> 辺地対策事業債を中心とした地方債による財源確保 を調整しているところであり、引き続き整備費用等の 大況を確認しながら、財政支援等のあり方について検 |討していきます。(B)

7月31日 12 復興支援道路等の整備促進について

東日本大震災津波によって、国道45号は各地で寸断 されましたが、被災地における高規格道路は、避難道 路や救助活動、緊急物資の輸送道路として極めて有効 に機能しました。

本年度全線開通予定の復興道路「三陸沿岸道路」 は、当地域にとって真に必要な「命の道」であります が、一方で国道281号、国道395号、戸呂町軽米線、久 慈岩泉線についても、交流促進道路として、地域間の 交流促進と連携強化、観光振興等による地域経済の活 性化はもとより、医療拠点への搬送時間の短縮、福祉 環境の充実や教育振興への寄与が期待されており、沿 線住民の生活に不可欠な重要路線であります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 1. 復興支援道路の改良整備
- (1) 国道281号を改良整備すること
 - ① 重要物流道路への指定
 - ② 平庭峠、案内~戸呂町口間の抜本的改良整備
- ③ 大川目地区(森、生出町歩道)、川貫地区の歩 道整備
 - ④ 川貫地区〜国道45号へ接続するバイパス整備
 - (2) 主要地方道久慈岩泉線を改良整備すること
 - ① 車道及び歩道の幅員狭小箇所の拡幅整備
 - (3) 主要地方道戸呂町軽米線を改良整備すること
- (4) 国道395号を改良整備すること(特に通学路区間 の歩道整備)

三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、 | 県北広域 | 十木部 災害発生時における確実な緊急輸送や代替機能を確保し振興局 し、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築 することが極めて重要と考えています。そのため、

「復興道路」の整備にあわせ、内陸部から三陸沿岸各 都市にアクセスする道路及び横断軸を南北に連絡する 道路、インターチェンジにアクセスする道路を「復興 支援道路」、また三陸沿岸地域の防災拠点(役場、消 防等)や医療拠点(二次、三次救急医療施設)へアク セスする道路及び水産業の復興を支援する道路を「復 興関連道路」と位置付け、交通隘路の解消や防災対 策、橋梁耐震化等を推進しています。

御要望の箇所等については、必要性や緊急性などを 踏まえながら整備の可能性について検討していきたい と考えています。

- 1 復興支援道路の改良整備
- (1) 国道281号を改良整備すること
- ① 重要物流道路への指定

国土交通省では、平成30年3月の道路法改正におい て、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流 道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背 高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時 の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しま した。

平成31年4月1日及び令和2年4月1日には、まず 供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流 道路の指定が行われたところですが、今後、各地域に おいて策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を 踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路 の指定が行われる予定となっています。

県としては、県内の地域高規格道路や基幹となる補 助国道等を重要物流道路として追加指定することや、 |指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や |重点整備について、国に強く働きかけていきます。 (B)

A:4B:2C:8

- | 2. 復興関連道路の改良整備
 - (1) 主要地方道野田山形線を改良整備すること
- ① 関~平庭峠の改良整備及び冬季閉鎖の解除による通年通行
 - ② 白石峠~野田村の改良整備
 - (2) 一般県道野田長内線を改良整備すること

② 平庭峠、案内~戸呂町口(へろまちぐち)間の抜本的改良整備

平庭峠については、これまで整備に向けた各種調査を進めてきましたが、多額の事業費を要する大規模事業であり、道路事業をはじめとする公共事業は厳しい財政環境にあることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)

案内工区から東側1.0kmの区間について、今年度から現地測量・設計に着手しました。(A)

③ 大川目地区(森、生出町(おいでまち)歩道)、 川貫(かわぬき)地区の歩道整備

歩道設置については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている 状況です。

森地区の歩道整備については、約0.8km区間の整備に平成22年度から事業着手し、現在工事を進めているところであり、令和3年度の完成を予定しています。(A)

森地区の残り区間、生出町地区及び川貫地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)

④ 川貫〜国道45号へ接続するバイパス整備 川貫地区から国道45号へ接続する一般国道281号の 久慈市街地のバイパスについては、早期の整備は難し い状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等 を見極めながら検討していきます。(C)

- (2) 主要地方道久慈岩泉線の改良整備
- ①車道及び歩道の幅員狭小箇所の拡幅整備について 御要望の区間については、早期の整備は難しい状況 ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極 めながら検討していきます。(C)
- (3) 主要地方道戸呂町軽米線の改良整備 早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公 共事業予算の動向等を見極めながら検討していきま す。(C)
- (4) 国道395号の改良整備(特に通学路区間の歩道 整備)

国道395号については、阿子木地区において令和3年度、現地測量及び設計に着手する予定です。(A) その他の区間は、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。

歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めているところであり、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)

| 2 復興関連道路の改良整備 (1) 主要地方道野田山形線を改良整備すること ①関~平庭峠を改良整備すること及び冬期閉鎖の解除 による通年通行 関~平庭峠については、早期の整備は難しい状況で すが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極め ながら検討していきます。 また、当該区間については、道路幅が狭く、急勾配 となっているほか、積雪量が多く、なだれの危険性が あることなどから、冬期間における安全な通行の確保 |が困難と判断している区間であり、例年、11月から翌 年春までの期間を冬期通行止めとしています。 (C) ②白石峠(しらいしとうげ)~野田村の改良整備 白石峠~野田村については、早期の整備は難しい状 況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見 「極めながら検討していきます。 (C)

(2) 一般県道野田長内線を改良整備すること

久慈市より平成29年度「あまちゃん街道」の愛称命名が行われた区間の一部である、小袖〜大尻地区については、平成22年度に事業着手し、地域の実情にあった1.5車線的道路整備を行っており、今年度末の事業完了を目指し、工事を進めています。(A)

その他の区間については、早期の改良整備は難しい 状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を 見極めながら検討していきます。なお道路利用者の安 全な通行確保するため、道路法面の落石対策を進めて おり、宇部地区においては、7箇所に待避所を設置し たところです。(B)

7月31日 13 地域内交通の円滑化について

主要地方道及び一般県道は、改良整備が進められて いますが、今なお、未整備区間が多く、幹線道路とし ての安全性、円滑性及び機能性の不足から、産業振興 及び市民生活において大きな支障を来たしておりま

一戸山形線、大野山形線、侍浜停車場線、侍浜停車 場阿子木線及び久慈岩泉線については、改良整備及び 歩道整備が不足している状況にあります。

また、当市中心部から、一般県道大野山形線に接続 する路線は、久慈市・洋野町の地域間交流を促進する とともに、地域の中核医療の拠点である久慈病院にア クセスする重要な路線であります。

さらには国道281号等の代替路線としての重要な機能も に整備、管理する必要性等を総合的に判断する必要性 有していることから、早期に整備する必要がありま

市道久慈夏井線及び市道川井関線については、広域 的な交流を促進し、産業経済の振興を図るうえで、極 めて重要な路線であり、その機能は単なる市道の位置 付けに留まらないことから、早期に整備する必要があ ります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたします。

【具体の内容】

- 1. 県道(主要地方道及び一般県道)の改良整備等
- (1) 久慈岩泉線の国道281号との接続箇所の抜本的改良 る状況です。 を行うこと(田高地区から国道281号と市道広美町海岸 線の交点へのルート変更整備)
- (2) 一戸山形線、大野山形線、侍浜停車場線、侍浜停 車場阿子木線の未整備区間の改良整備をすること
- (3) 一戸山形線の歩道整備をすること

県道は、地域振興や住民生活にとって必要不可欠で|県北広域 | 土木部 | C:5 あり、なお一層の改良整備が必要であると認識してい 振興局 ます。

当管内においても、多くの整備要望が出されてお り、緊急性の高いものから改良整備に取り組んでいる ところです。

御要望の箇所については、今後とも地域の皆様方の ご意見を伺いながら、整備の必要性について検討して いきます。

1(1) 久慈岩泉線と国道281号の接続簡所の抜本的改

路線の変更を伴う整備については、県道として早期 があることから、早期の整備は難しい状況ですが、交 通量の推移等を見極めながら検討していきます。 (C)

1(2) 一戸山形線、大野山形線、侍浜停車場線、侍 浜停車場阿子木線の未整備区間の改良整備

当該路線につきましては、早期の整備は難しい状況 ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極 めながら検討していきます。(C)

1(3) 一戸山形線の歩道整備

歩道整備については、県内各地から多くの要望があ り、必要性、緊急性を考慮しながら、整備を進めてい

一戸山形線の歩道整備については、早期の整備は難 しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の動向等を 見極めながら総合的に判断していきます。(C)

2. 県道への昇格と県代行事業への採択 (1) 市中心部〜久慈東高校〜夏井町〜洋野町水沢地区〜一般県道大野山形線に接続する路線を県道昇格すること (2) 市道久慈夏井線(久慈東高校〜夏井町早坂地区)及び市道川井関線を県代行事業へ採択すること	2(1) 市中心部〜県立久慈東高等学校〜夏井町〜洋野町水沢地区〜一般県道大野山形線に接続する路線の県道昇格 県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があり、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上行うこととしており、現在のところ、御要望の区間の県道昇格は難しい状況です。(C) 2(2) 市道久慈夏井線(久慈東高校〜夏井町早坂地区)及び市道川井関線の県代行事業への採択県代行事業については、事業の必要性、緊急性、重要性が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。(C)		
--	---	--	--

7月31日	14 道路・橋梁等の維持管理・更新に対する財政支援の	ſ
	充実について	(

市民生活の安全・安心の確保には、社会インフラで ある道路・橋梁等の適切な維持管理が重要であります が、既存施設の老朽化の進行に伴い、道路・橋梁等の 点検、維持補修、施設更新等に係る維持管理費用の増 大が見込まれております。また、子どもから高齢者が 安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、 今後においても計画的な社会インフラの長寿命化対策 や補修、更新等に持続的に取り組む必要があります。 このため当市においては、厳しい財政状況の中、社 会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路メン テナンス事業補助等を活用し、計画的な施設更新や長 寿命化修繕対策に取り組んでいるところであります。 しかしながら、老朽化が進行し早期に補修が必要な橋 梁等の増加によって財政を圧迫している状況にあり、 計画的な補修事業の推進に支障が生じていることか ら、安定した財源の確保が課題となっております。 こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 1. 道路・橋梁等の老朽化に伴う維持修繕、更新に対する補助及び地方債による財政支援の拡充を国に要望すること
- 2. 道路・橋梁等の老朽化に伴う維持修繕、更新に対する県独自の嵩上げ補助などの財政支援を講じること

橋梁等の道路ストックの増加に伴い、老朽化対策等 県北広域 土木部 の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、 振興局 本県においても、厳しい財政状況の中、防災・安全交 付金や道路メンテナンス事業補助等を活用して老朽化 対策に取組んでいるところです。

B: 1

C:1

このため、県からの直接的な財政支援は困難ですが、県が実施した令和3年度政府予算要望においては、市町村を含めた道路等の維持管理に必要な予算の確保を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。(B:1, C:1)

7月31日 15 河川の整備促進について

当市は、度々豪雨による被害を受けており、恒久的 な防災対策として、堤防未整備区間の築堤、堤防暫定 断面区間の嵩上げ及び耐震化が必要であります。

併せて、河川を活用した水に親しめる水辺空間の整 備・創出が必要であります。

また、平成28年台風第10号や令和元年台風第19号の 豪雨により、市街地の広範囲にわたる堤防越水や内水 氾濫の被害及び河川の損壊等により多大な被害を被っ ております。

さらに、急流で蛇行した川幅の狭い河川について は、豪雨及び融雪時による増水の危険にさらされてお り、早急な河川整備が必要であります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 1. 久慈川、長内川の堤防未整備区間の築堤(大成橋 上流右岸、幸橋下流右岸)をすること
- 2. 小屋畑川の改修を早急に進めること
- 3. 久慈川、長内川及び夏井川の定期的な河道掘削及 び流木対策など適切な維持管理をすること
- 4. 沢川の出水時の排水対策(強制排水) を早急に講じ 模公共事業事前評価を実施し令和3年度に再度災害を ること
- 5. 水辺空間を創出すること
- 6. 遠別川、日野沢川、瀬月内川及び川又川の河川改 良を促進すること
- 7. 久慈川の洪水対策として、流木対策を講じること

久慈川、長内川の堤防未整備区間の築堤(大成橋 県北広域 土木部 上流右岸、幸橋下流右岸)をすること

大成橋上流右岸の堤防未整備区間については、平 成30年度から令和元年度にかけて測量及び概略設計を 実施しており、今年度は河川区域内の民有地の所在、 並びに土地所有者の確認のための用地測量を実施した ところです。

なお、治水対策を進める上で、堤防未整備区間には -部民地があることから用地補償の御協力をいただき ながら築堤を進めることとなります。(B)

・ 長内川の幸橋下流右岸については、当該箇所の土 地利用状況及び県全体の治水対策の中で事業化の時期 を検討していきます。(C)

2 小屋畑川の改修を早急に進めること

・ 平成18年10月の洪水に対する再度被災防止を図る ため、長内川合流点付近について特殊提工事を平成21 年度から平成26年度までに施工しています。

しかし、平成28年8月の台風第10号災害及び令和元 年10月の台風第19号災害時には、長内地区で広範囲に おいて浸水被害を受けていることから、今年度に大規 防止するための河川改修事業に新規に着手する予定で す。 (A)

なお、緊急的な対応として、台風第19号時に堆積し た河道内の土砂について長内川合流点から延長600mの 区間(上長内橋まで)の除去を令和元年度から実施し ており、令和2年度も引き続き上流区間(上長内橋か ら松柏園付近までの約1,500m) 側について河道内土砂 の除去を実施しているところです。

|A:7|振興局

B : 1C:3

- 3 久慈川、長内川及び夏井川の定期的な河道掘削及び流木対策など適切な維持管理をすること
- ・ 平成28年8月の台風第10号による出水以降、堆積 土砂や立木により河川内の障害物が多い箇所を優先的 に対策し、河道内の流下能力確保に努めています。 (A)
- ・ 久慈川及び長内川については、平成29年度に河川 内民地の分布を調査した結果を踏まえ、民地を除いた 河川内用地部分の河道掘削を平成30年度から計画的に 進めています。(A)

また、夏井川についても河道掘削及び立木除去を平成29年度から計画的に進めています。(A)

- ・ 平成30年度より、国土強靭化のための緊急3か年 緊急対策にかかる国の予算措置があり、それらの予算 を活用しながら更に進捗を図ることとしています。
- ・ 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算 を確保し、対応が必要な箇所について、計画的に河川 の障害物除去の対応を進めていきます。(A)
- 4 沢川の出水時の排水対策(強制排水)を早急に講 じること
- ・ 沢川と久慈川の合流付近の排水対策について、 今年度、公共事業事前評価を実施し、令和3年度に抜 本的な浸水対策事業に新規に着手する予定です。(A)

なお、緊急的な対応として、河道内に堆積した土砂の除去を令和元年度から令和2年度にかけて実施しました。

- 5 水辺空間を創出すること
- ・ 水辺空間の創出は、自然環境の保全や水に親しむ場として重要なものと考えており、これまでに久慈川及び長内川で河川公園の整備を行いました。

地元河川愛護団体においても、水生生物調査や川に 親しむイベントを開催するなど河川を活用した催しを 行っており、一定の成果を挙げているものと考えてい ます。

さらなる水辺空間の整備の要望については、市当局 を含めた関係機関等と情報収集や意見交換を行いなが ら対応を検討していきたいと考えています。(C)

- 6 遠別川、日野沢川、瀬月内川及び川又川の河川改良を促進すること
- ・ 遠別川(とうべつがわ)、日野沢川(ひのさわがわ)、瀬月内川、川又川の各河川は、平成28年8月の台風第10号災害により被災した河川管理施設について、令和元年度までに全て完了済みとなっています。
- ・ 各河川の抜本的な改良については、周辺の土地利 用状況を踏まえ、県全体の整備計画の中で緊急性や重 要性を勘案しながら検討していきたいと考えていま す。(C)
- 7 久慈川の洪水対策として、流木対策を講じること・久慈川の流木対策として、平成29年度から計画的に支障となる立木の除去を実施しているところであり、昨年度は大川目地区において流木撤去を実施しました。引き続き必要な予算の確保に努めていきます。 (A)

7月31日 16 久慈・平庭県立自然公園の整備促進について

平庭高原は、久慈・平庭県立自然公園に指定(昭和36 年)されており、環境整備については、市単独で行って おりますが、冬季の大雪による倒木が多く、景観を損 ねている箇所が見受けられます。

平庭高原では、闘牛大会が年4回開催され、県内外 から多くの観光客が訪れるとともに、山里に培われて きた豊かな山村文化を活かした体験型観光や首都圏等 の教育旅行誘致など、いわゆるグリーン・ツーリズム にも取り組んでいるところであります。

平庭高原への更なる誘客のためには、国道281号の改 良整備とともに、観光客の利便性・快適性・安全性を 確保するため、宿泊施設の整備や既存施設の早急な改 修も課題となっております。

久慈渓流においては、大型観光バスの駐車場がない ことや散策路が未整備であることから、四季折々の素 晴らしい景観をゆっくり楽しんでいただけない状況に あります。

こうした状況を踏まえ、次のとおり要望いたしま

【具体の内容】

- 1. 久慈・平庭県立自然公園(久慈渓流・平庭高原)の 景観形成を実施すること(久慈渓流の駐車場及び散策 路の整備、白樺林の保護・育成)
- 2. 観光施設の整備事業を支援すること(平庭山荘、 パークゴルフ場、平庭闘牛場の改修及びスキーリフト の更新)
- 3. 闘牛大会を支援すること(闘牛導入費助成、闘牛 飼育費助成)
- 4. イベントの充実及び首都圏からの観光バスツアー 等の誘客事業を支援すること
- 5. 「エコパーク平庭高原(仮称)実施計画」に盛り 込まれている宿泊施設を整備すること

1 久慈・平庭県立自然公園の景観形成の実施

県内の自然公園施設は、老朽化や自然災害の影響に 振興局 より、修繕や再整備が必要な箇所が多く、県では財政 的な制約もあることから、緊急性及び利用者の安全性 を勘案して優先順位を定め、計画的な整備を進めてい るところです。

こうした中、公園施設の新たな整備は現在のところ 困難な状況ですが、より一層の利活用が図られるよ う、今年度は平庭高原の散策路について、現状を確認 した上で必要な修繕に取り組むこととしています。 (B)

また、県では、「いわての森林づくり県民税」を活 用し、市内のボランティア団体が実施する平庭高原の 白樺林周辺の下刈り、倒木処理、植樹等の森林整備活 動に対し、平成29年度から継続して支援しておりま す。(A)

2. 観光施設の整備事業を支援すること(平庭山荘、 パークゴルフ場、平庭闘牛場の改修及びスキーリフト の更新)

観光施設の整備内容等については、地域経営推進費 の補助対象となりますので、その活用について御検討 願います。 (B)

3. 闘牛大会を支援すること(闘牛導入費助成、闘牛 飼育費助成

平庭高原で開催される闘牛大会は、久慈市の特徴あ る観光資源の一つとして認識しており、県では、県が |作成する観光パンフレットをはじめ、ホームページ| 「岩手県観光ポータルサイト いわての旅」や「イー |ハトーブログ| など、紙媒体や電子媒体を活用した情 報発信を行うなど誘客面での支援に取り組んでいると ころです。

闘牛導入費及び闘牛飼育費については、地域経営推 進費の補助対象となりますので、その活用について御 |検討願います。 (B)

県北広域

|保健福 | A:2 祉環境 B:5 部、経 営企画 部(企 画推進 課、産 業振興 室) 林

務部

4 イベントの充実及び首都圏からの観光バスツアー等の誘客事業を支援すること

平庭高原で開催されるイベントについては、県が作成している「北いわて広域観光情報ガイドブック」や各種観光パンフレットのほか、ホームページ「岩手県観光ポータルサイト いわての旅」や「イーハトーブログ」などにおいて積極的に情報を発信しているところです。また、今後貴市が実施を予定している、新たなイベントや取組については、地域経営推進費による支援を検討していきます。(B)

首都圏からの観光バスツアー等の誘客事業の支援については、県・市町村及び民間事業者で構成する「いわて観光キャンペーン推進協議会」において、県内の観光施設や観光スポット等を周遊するツアーや、体験型観光を含む教育旅行など様々なニーズに対応したバスツアー運行助成事業を行っているところであり、今後においても、幅広い関係者との連携を強化し、国内外の観光客の誘致拡大に取り組んでいきます。(A)

5. 「エコパーク平庭高原(仮称)実施計画」に基づ く施設整備

本事業においては、自然体験型教育旅行やグリーン・ツーリズム誘致の弾みとなり、かつ、既存施設との高い相乗効果が期待できる平庭高原自然交流館「しらかばの湯」などの施設について、優先的に整備を行っています。

県では、久慈市、葛巻町及び関係機関と連携しながら平庭高原の集客促進に取り組んでいるところであり、宿泊施設の整備の検討については、当地域への入込数や既存施設の稼働状況等を見極めながら行うこととしています。(B)